

春日井市高齢者友愛電話訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対して孤独感の解消、健康状態の確認及び生きがいの支援を行うため、高齢者友愛電話訪問事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる市内のボランティア団体等に委託することがある。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの者及びこれに準ずる者（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 電話による訪問
- (2) 交流会の企画及び開催

2 前項第1号に定める訪問は、週1回以上行うものとする。

(申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者友愛電話訪問事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その世帯の状況を調査の上、速やかにその可否を決定し、高齢者友愛電話訪問事業利用決定通知書（第2号様式）又は高齢者友愛電話訪問事業利用却下通知書（第3号様式）により前条の申請者に通知するものとする。

(届出)

第7条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 市内に居住しなくなったとき。
- (2) 第3条の対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 事業の利用を辞退するとき。
- (4) 居住地又は氏名を変更したとき。

(利用の解除)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことがある。

- (1) 前条第1号から第3号までに規定に該当するとき。
- (2) 虚偽の申込その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不適切と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用を解除したときは、高齢者友愛電話訪問事業利用解除通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 友愛電話訪問事業実施要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者友愛電話訪問事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者友愛電話訪問事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。